

別紙様式第9号(第20条第1項関係)

第 期  $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$  事業報告

(記載上の注意)

- 1 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
  - 2 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。
  - 3 この様式中の表及び各項目の「(記載上の注意)」に定める内容が含まれていれば、適宜欄を追加してその他関連内容を記載し、又は様式中の表の形式によらなくても差し支えない。また、様式で規定する項目の記載順序を変更することや、異なる項目を一つの項目にまとめて記載しても差し支えない。
  - 4 金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載項目と類似・関連する項目について、実質的に同一の内容と解される場合には、有価証券報告書で規定されている用語を用いても差し支えない。
  - 5 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
    - ① 子会社 銀行法第2条第8項に規定する子会社をいう。
    - ② 子会社等 銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。
    - ③ 子法人等 銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等のうち、銀行法第2条第8項に規定する子会社を除いたものをいう。
    - ④ 関連法人等 銀行法施行令第4条の2第3項に規定する関連法人等をいう。
    - ⑤ 完全子会社等 会社法第847条の3第2項第2号に規定する完全子会社等をいう。
    - ⑥ 親会社等 会社法第2条第1項第4号の2に規定する親会社等をいう。
  - 6 銀行が当該事業年度に係る会社法施行規則第2条第2項第71号に規定する連結計算書類の作成会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「1 当行の現況に関する事項」中「(1)事業の経過及び成果等」、「(2)財産及び損益の状況」、「(3)使用人の状況」、「(4)営業所等の状況」、「(5)設備投資の状況」及び「(8)その他銀行の現況に関する重要な事項」については、これらの全てを企業集団(当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1 当行の現況に関する事項」中「(2)財産及び損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。
  - 7 当該事業年度の末日において公開会社でない銀行は、この様式中に定める記載事項のうち「1 当行の現況に関する事項」、「2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項」、「3 社外役員に関する事項」、「4 当行の株式に関する事項」及び「5 当行の新株予約権等に関する事項」については、記載を省略できるものとする。ただし、当該銀行は、この様式中に定める記載事項のうち事業報告で記載を省略した事項については、業務報告書(銀行法施行規則別紙様式第3号。以下同じ。)に同一内容の記載がある事項を除き、業務報告書に追加して記載すること。
- 1 当行の現況に関する事項
    - (1) 事業の経過及び成果等

(記載上の注意)

- 1 銀行の主要な事業内容、金融経済環境並びに銀行のその事業年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別)を記載すること。
- 2 銀行が対処すべき課題を記載すること。
- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1)企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント若しくは報告セグメント別)、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

(2) 財産及び損益の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(単位：百万円)

	年度	年度	年度	年度
預 金				
定期性預金				
その他				
貸 出 金				
個人向け				
中小企業向け				
その他				
商品有価証券				
有 価 証 券				
国 債				
その他				
総 資 産				
内国為替取扱高				
外国為替取扱高	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経 常 利 益 (又は経常損失)				
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)				
1株当たり当期純利益 (又は1株当たり当期 純損失)	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 1 預金、貸出金、商品有価証券、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。  
なお、社債を発行する銀行は、「長期信用銀行債等(預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。)」及び「社債(長期信用銀行債等を除く。)」を区分して欄を設け、年度末残高を記載すること。
- 2 貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向けを除く貸出しを記載すること。
- 3 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。
- 4 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 5 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 6 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下7において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下7において同じ。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下7において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。  
なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。  
上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。
- 8 1株当たり当期純利益(又は1株当たり当期純損失)は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。  
なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	年度	年度	年度	年度
経常収益				
経常利益				

親会社株主に帰属する 当期純利益				
包 括 利 益				
純 資 産 額				
総 資 産				

(記載上の注意)

- 1 表題を「(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況」とすること。
- 2 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要がある場合は、4連結会計年度以前の連結会計年度についても記載すること。
- 4 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 5 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。)又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。  
 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。  
 上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。
- 6 特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、本表中の項目等によらず、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載すれば足りる。

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	年度	年度	年度	年度
預 金				
定期性預金				
その他				
貸 出 金				
個人向け				
中小企業向け				
その他				
商品有価証券				
有 価 証 券				
国 債				
その他				

総 資 産				
内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経 常 利 益 (又は経常損失)				
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)				
1株当たり当期純利益 (又は1株当たり当期 純損失)	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 1 預金、貸出金、商品有価証券、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。  
 なお、社債を発行する銀行は、「長期信用銀行債等(預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。)」及び「社債(長期信用銀行債等を除く。)」を区分して欄を設け、年度末残高を記載すること。
- 2 貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向けを除く貸出しを記載すること。
- 3 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。
- 4 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 5 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 6 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下7において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下7において同じ。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下7において同じ。)を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。  
 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。  
 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。
- 8 1株当たり当期純利益(又は1株当たり当期純損失)は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

(3) 使用人の状況

[銀行の状況について記載する場合]

	当 年 度 末
使 用 人 数	人
平 均 年 齢	年 月
平 均 勤 続 年 数	年 月
平 均 給 与 月 額	千円

	当 年 度 末	
	〇〇部門	△△部門
使 用 人 数	人	人

(記載上の注意)

- 1 使用人は、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載すること。
- 2 適宜欄を設け、使用人数(就業者数で可)を主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

	当 年 度 末	
	銀 行 業	・ ・ ・ 事 業
使 用 人 数	人	人

(記載上の注意)

- 1 表題を「(3)企業集団の使用人の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、銀行、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の使用人数(就業者数で可)を事業セグメント又は報告セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の使用人数は記載を要しない。
- 3 必要がある場合は、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

(4) 営業所等の状況

[銀行の状況について記載する場合]

イ 営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所 ( )
	( )
	( )

	( )
国内計	( )
	( )
	( )
	( )
海外計	( )
合計	( )

ロ 当年度新設営業所

営業所名	所在地

(記載上の注意)

- 1 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者(銀行法第52条の60の2第2項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。)が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
- 2 「営業所数」については、適宜地区別に区分して記載すること。
- 3 駐在員事務所については、欄外に注記すること。
- 4 主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に記載すること。

ハ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務

(記載上の注意)

当年度末時点における当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を記載すること。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称

(記載上の注意)

当該銀行が銀行代理業等(銀行代理業、長期信用銀行法第16条の5第2項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法第85条の2第2項に規定する信用金庫代理業、労働金庫

法第89条の3第2項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第6条の3第2項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第92条の2第2項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第121条の2第2項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法第95条の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。)を営む場合に記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

- イ 銀行業
- ロ ……事業

(記載上の注意)

- 1 表題を「(4) 企業集団の主要な営業所等の状況」とすること。
- 2 銀行業の記載にあつては、以下のとおり記載すること。
  - ① 当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数を記載すること。(当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除く。)
  - ② 「銀行代理業者の一覧」については、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者を記載すること。
  - ③ 「銀行が営む銀行代理業等の状況」については、当該銀行が銀行代理業等を営む場合に記載すること。
- 3 銀行業以外のその他の事業の記載にあつては、適宜項目(ロ、ハ、ニ等)を設け、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名及びその主要な営業所を事業セグメント又は報告セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な営業所については、記載を要しない。

(5) 設備投資の状況

[銀行の状況について記載する場合]

- イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設 備 投 資 の 総 額	
---------------	--

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
  - 2 主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に、記載すること。
- ロ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金 額

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。



2 主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に、記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

- 1 表題を「(5)企業集団の設備投資の状況」とすること。
- 2 銀行並びに子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の設備投資の状況を事業セグメント又は報告セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載することとし、関連法人等の設備投資の状況については、記載を要しない。
- 3 当該連結会計年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 4 当該連結会計年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該連結会計年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
			百万円	%	

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
			百万円	%	

(記載上の注意)

- 1 親会社及び子会社等のうち、重要なものについて記載すること。
- 2 銀行と親会社との間に銀行の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を「イ 親会社の状況」中の「その他」に記載すること。
- 3 重要な業務提携の概況を付記すること。

(7) 事業譲渡等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況

(記載上の注意)

次に掲げる事項について記載すること。

- 1 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割
- 2 他の会社(外国会社を含む。)の事業の譲受けのうち重要なもの
- 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株予約権等(会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。)の取得又は処分のうち重要なもの
- 4 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該銀行が存続するものに限る。))を含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

(記載上の注意)

- 1 その他銀行の現況に関する重要な事項があるときは、その内容を記載すること。
- 2 当行の企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(8)その他企業集団の現況に関する重要な事項」とし、その他企業集団の現況に関する重要な事項を記載すること。

2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他

(記載上の注意)

- 1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2、7及び9を除く。)
- 2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によつて解任されたものを除く。)があるときは、辞任した旨又は解任された旨、会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の意見があるときは、その意見の内容及び同法第342条の2第2項又は第345条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)
- 3 社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。
- 4 取締役、監査役及び執行役については、兼職の様況(重要でないものを除く。)を「重要な兼職」に記載すること。
- 5 会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。
- 6 監査等委員若しくは監査委員に就いている取締役又は監査役については、当該監査

等委員若しくは当該監査委員に就いている取締役又は監査役が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実を「その他」に記載すること。

7 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。

- ① 銀行が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由
- ② 銀行が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由

8 その他会社役員に関する重要な事項を欄外に記載すること。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役		
会 計 参 与		
監 査 役		
執 行 役		
計		

(記載上の注意)

- 1 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益をいう。
- 2 取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額(当該報酬等が業績連動報酬等(会社法施行規則第98条の5第2号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。)又は非金銭報酬等(会社法施行規則第98条の5第3号に規定する非金銭報酬等をいう。以下同じ。)を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。)及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号に規定する報酬等についても記載すること。
- 3 報酬等が業績連動報酬等を含む場合には、次に掲げる事項についても欄外に記載すること。
  - ① 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標(会社法施行規則第98条の5第2号に規定する業績指標をいう。以下同じ。)の内容及び当該業績指標を選定した理由
  - ② 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法
  - ③ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた①の業績指標に関する実績
- 4 報酬等が非金銭報酬等を含む場合には、当該非金銭報酬等の内容についても欄外に記載すること。
- 5 報酬以外の金額(非金銭報酬等を除く)については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。

- 6 会社役員(社外役員を除く。)が当該銀行の支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等の金額を欄外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。)
- 7 会社役員の報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めがある場合には、当該定款の定めを設けた日又は当該株主総会の決議の日、当該定めの内容の概要及び当該定めに係る会社役員の人数を欄外に記載すること。会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。
- 8 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 9 会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めているときは、当該方針の決定の方法、当該方針の内容の概要及び当該事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、会社法第404条第2項第1号に規定する執行役等)の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会(指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会)が判断した理由を記載すること。
- 10 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針(9に規定する方針を除く。)を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。)であつて金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない銀行については、記載を省略することができる。
- 11 取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨を欄外に記載するとともに、当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における銀行における地位及び担当、委任された権限の内容、権限を委任した理由、権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあつては、その内容を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会社役員(取締役又は監査役に限る。)と銀行との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によつて当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 補償契約とは、会社法第430条の2第1項に規定する契約をいう。以下同じ。
- 2 会社役員は、銀行との間で補償契約を締結している役員のうち、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役を記載すること。
- 3 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要(当該補償契約によつて当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会社役員の氏名	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

- 1 会社役員は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた役員(取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。)のうち、該当事項のある者を記載すること。
- 2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 補償契約に基づき当該会社役員に対して会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した銀行が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知つたときは、その旨
  - ② 当該事業年度において、銀行が当該会社役員に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 銀行が、保険者との間で役員等賠償責任保険契約(会社法第430条の3第1項に規定する保険契約をいう。)を締結している場合に、該当事項を記載すること。
- 2 「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」には、役員等賠償責任保険契約の内容の概要(被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、填補

の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によつて被保険者である銀行の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。

### 3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること  
( (3) 及び(4) を除く。 )。

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況

(記載上の注意)

- 1 社外役員が他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であることが重要な兼職(同令第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。
- 2 社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。
- 3 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。
  - ① 銀行の親会社等(自然人であるものに限る。)
  - ② 銀行又は銀行の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況

(記載上の注意)

- 1 本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあつては、次に定めるものを含む。
  - ① 監査役会設置会社の社外監査役 監査役会
  - ② 監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会

③ 指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会

2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

① 当該社外役員の意見により銀行の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容(重要でないものを除く。)

② 銀行において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行(当該社外役員が社外監査役である場合にあつては、不正な業務の執行)が行われた事実(重要でないものを除く。)があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行つた行為及び当該事実の発生後の対応として行つた行為の概要

③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行つた職務の概要(①及び②に掲げる事項を除く。)

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計			

(記載上の注意)

1 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益をいう。

2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第5号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第6号に規定する報酬等についても記載すること。

3 銀行の社外役員に対する報酬以外の金額については、その金額を「銀行からの報酬等」の欄に括弧内書すること。

4 銀行の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

5 「銀行の親会社等からの報酬等」については、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定めるものから当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であつた期間に受けたものに限る。)

① 銀行に親会社等がある場合 当該親会社等又は当該親会社等の子会社等(当該銀行を除く。)

② 銀行に親会社等がない場合 銀行の子会社又は子法人等

(4) 社外役員の意見

氏名	社外役員の意見の内容

(記載上の注意)





(記載上の注意)

当該事業年度中に銀行の会社役員(当該事業年度に会社役員であつた者を含む。)に対して当行が交付した当行の株式(職務執行の対価として交付したものに限り、銀行が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに交付した銀行の株式を含む。)がある場合には、株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)及び株式の交付を受けた者の人数を記載すること。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役		
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

(記載上の注意)

- 1 会社役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。
- 2 新株予約権等は、銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等に限り、銀行が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに銀行が交付した新株予約権等を含む。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人		
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人		

(記載上の注意)

- 1 銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等に限り記載すること。
- 2 「使用人」とは、当該銀行の会社役員を兼ねている使用人を除く使用人をいうものとする。
- 3 「子会社及び子法人等の会社役員及び使用人」とは、当該銀行の会社役員又は使用人を兼ねている子会社の会社役員及び使用人を除く子会社及び子法人等の会社役員及び使用人をいうものとする。
- 4 その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他

(記載上の注意)

- 1 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該銀行の監査の職務を行つた指定社員(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第34条の10の4に規定する指定社員をいう。)の氏名を記載すること。
- 2 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益をいう。
- 3 次に掲げる事項を「その他」に記載すること。
  - ① 報酬等について監査役(監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)が会社法第399条第1項の同意をした理由
  - ② 会計監査人が対価を得て行う非監査業務(公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務をいう。以下同じ。)の内容
  - ③ 会計監査人が過去2年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項(銀行が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限る。)
  - ④ 会計監査人が現に業務の停止を受けその停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項
- 4 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人(株主総会の決議によつて解任されたものを除く。)があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名又は名称を、「その他」に次に掲げる事項(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)を記載すること。
  - ① 会社法第340条第3項の理由があるときは、その理由
  - ② 会社法第345条第5項において読み替えて準用する同条第1項の意見があるときは、その意見の内容
  - ③ 会社法第345条第5項において読み替えて準用する同条第2項の理由又は意見があるときは、その理由又は意見
- 5 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人である公認会計士又は監査法人に、当該銀行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額を欄外に記載すること。なお、この額は当該事業年度に係る連結損益計算書に計上すべきものに限る。

### (2) 責任限定契約

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会計監査人と銀行との間で締結している責任限定契約の内容(当該契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

会計監査人の氏名 又は名称	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 銀行が、会計監査人との間で補償契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要(当該補償契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会計監査人の氏名 又は名称	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

- 1 会計監査人は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた会計監査人(当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。)のうち、該当事項のある者を記載すること。
- 2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。
  - ① 補償契約に基づき当該会計監査人に対して会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した銀行が、当該事業年度において、当該会計監査人が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知つたときは、その旨
  - ② 当該事業年度において、銀行が当該会計監査人に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

ロ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実

(記載上の注意)

当該事業年度の末日において公開会社でない銀行は、以下の事項について、記載を省略できるものとする。ただし、当該事項については、業務報告書に追加して記載すること。

① 当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額

② 会計監査人に対して非監査業務の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(記載上の注意)

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第118条第3号の規定に従い記載すること。

8 業務の適正を確保する体制

(記載上の注意)

次に掲げる体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。

1 会社法第348条第3項第4号に規定する体制

2 会社法第362条第4項第6号に規定する体制

3 会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに規定する体制

4 会社法第416条第1項第1号ロ及びホに規定する体制

9 特定完全子会社に関する事項

(記載上の注意)

銀行(当該事業年度の末日において、その完全親会社等(会社法第847条の3第2項に規定する完全親会社等をいう。)があるものを除く。)に特定完全子会社(当該事業年度の末日において、当該銀行及びその完全子会社等(同法第847条の3第3項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下9において同じ。)における当該銀行のある完全子会社等(株式会社に限る。)の株式の帳簿価額が当該銀行の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の5分の1(同法第847条の3第4項の規定により5分の1を下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。)がある場合には、会社法施行規則第118条第4号の規定に従い記載すること。

10 親会社等との間の取引に関する事項

(記載上の注意)

銀行とその親会社等との間の取引(当該銀行と第三者との間の取引で当該銀行とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)であつて、当該銀行の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第1項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる事項を省略するものを除く。)がある場合には、会社法施行規則第118条第5号の規定に従い記載すること。

## 11 会計参与に関する事項

### (1) 責任限定契約

氏名又は名称	責任限定契約の内容の概要

(記載上の注意)

会計参与と銀行との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

### (2) 補償契約

#### イ 在任中の会計参与との間の補償契約

会計参与の氏名又は名称	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 銀行が、会計参与との間で補償契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要(当該補償契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。

#### ロ 補償契約の履行等に関する事項

会計参与の氏名又は名称	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

- 1 会計参与は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた会計参与(当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。)のうち、該当事項のある者を記載すること。

2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 補償契約に基づき当該会計参与に対して会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した銀行が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知つたときは、その旨
- ② 当該事業年度において、銀行が当該会計参与に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

## 12 その他

(記載上の注意)

- 1 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針を記載すること。
- 2 その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。